

係機関との連携が必要不可欠であることや、生活困窮者の概念が曖昧で、その人独自の対応が必要である。国は就労に重点を置いており、速やかな就労に結びつける必要がある。

問 担当する件数が慢性的に増えているが、大阪府豊中市ではコミュニティソーシャルワーカーがあり、制度のほごまを埋めるために行政の課長クラスが集まりライフセーファティネット(総合調整会議)を開催し、解決に向けた仕組みづくりをしている。継続的な支援となれば、1人の相談員にかかる比重は大きくなるが、どのように考えているのか。

答 相談体制として、今年度、福祉総務課に生活支援係を新設した。課長補佐(係長兼務)1名、係員2名、非常勤職員1名、係員2名、合計5名の社会福祉士2名、合計5名である。任期付きの専門職員を3〜5年の期間で採用し、専門的な分野を強化することで生活困窮者の自立支援を図りたい。社会福祉士や精神保健福祉士の採用を検討し、各課との連携強化に取り組むたい。

問 相談者は、待ったなしの状態と思われ、事業が周知されると多くの方が相談に来る可能性がある。相談も多岐にわたると思われ、1つの係での対応は厳しいのでは。

答 まず係をつくったが、組織機構の改革等、来年度以降に向けて考えていきたい。

問 生活困窮者の支援相談窓口、生活にかかわる消費者生活センター相談窓口と、いろんなどころに窓口が点在しているが、集約し、相談窓口をワンストップ化しては。

答 当市には多種多様な相談窓口がある。関係窓口と連携をとることは当然だが、全ての窓口を集約するのは、現状では難しい。当面、福祉総務課の専門職員で対応したい。

問 待っているだけでは、困窮者は相談に来ないので、訪問支援や早期発見が重要と思う。対象者の早期把握のために、税、保険料や公共料金の担当者と連携し、自立支援事業につながる紹介ルールを設定してはどうか。

答 紹介ルールの設定はしていない。税や保険料、水道料金の担当者と常に連携し、生活困窮者と面談することがあ

れば、福祉総務課でそういった相談窓口があることをお知らせし、対象者の早期の把握に努めたい。

問 相談者の悩みを解決するため、必要なサービスへと繋げるが、任意事業である家計相談支援事業や就労準備事業の本市の考えは。

任意事業は、他市の動向や導入の有効性を見て検討したい。家計相談支援事業は、自立相談支援事業の相談過程において、家計相談も含め実施している。現状では実施する予定はない。任意事業の学習支援事業は、生活保護受給者も対象となる。生活困窮の連鎖を防ぐために、生活保護世帯に重点を置き進めた



自立相談支援事業 リーフレット

一般質問 杉井 康夫 (いずれの倉に所属しない)

都市計画道路

い。個人情報保護のために、どのような方法が可能なのか検討する必要もあり、教育委員会と連携し学習支援の効率的な運用方法を検討したい。

決定はしたが未着手路線は10路線含まれている。また、都市計画道路には、都市計画法53条による規制があり、建築できる建築物は、地下を含まない2階建て以下、木造・鉄骨造等に類する構造で、容易に移転・除却が可能なものであることとなっており、市長が許可し建築することができることになっている。

問 未着手区間の1つ、奈良橿原線は、高田バイパスの終点縄手町から本市中心部を通らず東側を十市町まで抜ける道路があるが、葛本町のとこ

問 10年ほど前に、都市計画道路の質問したが、計画当初から何十年も経っており、市街化、人口推移、交通状況等は違ってきているが現在、本市の都市計画道路は何路線あるのか。そのうち、整備済み、整備中、未着手区間は何路線か。また、都市計画道路用地にかかる法的な規制はどのようなものか。

答 都市計画道路の路線数は、55路線、総延長は約80kmである。このうち、既に整備された路線は26路線、延長約41km、延長整備率51%である。未完成道路は29路線延長は約39kmでその内、計画

法的規制により、自宅の改築等に大変な苦勞をしているかと思うが、市の考えは。

答 長期にわたって規制がかかることは、その該当の権利者には申し訳ないことだが、都市計画制限は、公共の福祉